

は鐘丸に向かひ、利長は石堂山に陣した。之より將士力戦して城中に入り、山崎長徳の臣木崎長左衛門の修弘を誅するに及んで、宗永も亦自及し、城途に陥つた。利長乃ち假に篠原一孝を本丸に、加藤宗兵衛・有賀直政を二丸に置いて守らしめた。

(三)利長の退軍 利長は八月五日大聖寺を發し、越前の細呂木に出で、先づ便を北庄に遣はして青木秀以の降服を促し、次いで自ら金津に入り、先鋒を五本長崎に進めたが、使者歸つて秀以の異心なきことを報じ、丸岡の城主青木伊賀守忠元も亦同じく利を請うたから、同日急に金津を發して軍を大聖寺に收めた。この異常なる退軍に就いては、史家の多く論断に苦しむ所である。

(四)淺井賤の戦い 利長の班軍は一旦無事に金澤城に入るを目的とした。故に八月七日長連龍・同好連・奥村榮明・太田長知・富田直吉・高山長房等を御幸塚に遣はして小松軍に備へしめ、その夜自ら大聖寺を發し、翌曉木場湖の東を過ぎて三堂山に營し、利政は千代に陣した。御幸塚の諸將は、その退却に當り路を湖東に取るは敵を恐るゝに似たりとし、黎明今江を経て淺井賤を過ぎんとしたが、丹羽氏の將江口三郎右衛門正吉は、長連龍の軍が大領野を経て山代橋に向かはんとする際襲撃を加へ、連龍は太田長知・松平康定・奥村榮明等の援を得て僅かに退くことを得たが、家臣堀内一秀・野景廣・長中務連明・小林平左衛門秀備・鈴木權兵衛重國・八田三助吉信・岩田新助吉忠・六島少三郎忠雄・沖角右衛門・柳彌平次・鹿島路六左衛門はこゝで討死した。因つて十日利長は岡島一吉をして三堂山を守らしめ、金

澤に歸城した後連龍・好連・榮明等に賞賜した。この役は寛文元年九月十九日前田綱紀がこの地を巡視した際、大領村藤右衛門の提出した覺書に八月九日とし、戦死者の墓碑にも同日とするが、越登賀三州志は八日であらねばならぬとしてゐる。

(五)再度の出陣 利長の金澤に歸つてから、豊徳二氏の關係は益切迫した。是を以て利長は、八月十三日既に先鋒を松任に次せしめたが、能登の利政が遅延してゐた爲に還延し、九月八日付の家康の催促を得るに及んで、十一日利政を棄て、蹶然出發し、同時に岡島一吉・横山長知をして書を長重の老臣に致して和親を慫慂したので、長重は遂に諾し、十八日利長の小松に入るや、之を掛橋口に迎へ、後誓書を交換し、利長は猿千代(利常)を質として送り、長重は弟左近長紹を以て之に代へた。而して豊徳二氏が乾坤二擲の關原戦役は、是より先既に十五日に於いて終了してゐたのである。次いで十九日利長は長重を先驅たらしめて越前舟橋に至り、北庄の青木一矩と和し、大津に入つて家康に謁し、その機に遅れたるを陳謝した。この會見は越登賀三州志に廿二日とするが、家康は廿二日附を以て大捷を利長に報ずるの書を裁してゐるから、同日又はその以後に在るであらう。この際利長は長重の爲に家康に謁を求めたが許されず、後利長に對しては山口宗永・丹羽長重及び前田利政の前領を興へられた。

ケイデン 圭傳 河北郡俱利伽羅長樂寺の僧。因傳の門下から出て住持となり、五社谷に杉樹を植ゑ、寺を圭雅に譲つて遂にその林中に庵居した。圭雅は長樂寺門前の茶屋金三郎の子であるが、圭傳は殊に金三郎を愛してこの事あるに至つたといひ、而して長樂寺は圭雅の後裔徴した。

ケイトクイン 景德院 加賀藩主第十三代前田齊泰夫人徳川氏の法號。詳しくは景德院舜操惟喬大禪定尼。

ケイバツ 刑罰 (一)刑の裁量 藩政時代に刑の裁量は専ら判例によつたが、判例の二種以上なる時は何れに従ふかの規定がなかつたから、享保十五年その輕きを探ることにした。この結果漸く寛大に流れたと見えて、延享三年六月公事場奉行が罪狀を藩侯に具申する時は、寶永以前の判例によるべく、寶永以前の判例がない時は近例によるべしと定め、更に天明五年、刑の裁量は重きに從ふべしとし、釜煎火炙等の酷刑をも復せんとしたが、實際行はれるに至らなかつた。次いで寛政三年、刑の裁量は寛延以前の例により、止むを得ざる場合の外は寶曆以後の例を準用すべからずと定めた。

(二)士人の刑 士人の刑には切腹・縛首・刎首・生胴(極めて稀に)・流刑・在郷・追放・改易・知行被召放・減知・役儀御免・閉門・遠慮・逼塞等があるが、士人としての體面を汚したものは、士籍を剝奪して庶民の刑を科せられた。

(三)庶民の刑 庶民一般の刑には、磔・梟首・生胴・斬・永牢・禁牢・流刑・里子・追放・永御預等があつた。又農民のみに適用する輕微の刑には、徘徊留・追込・御預・所縮・追出等があり、村役人には御用之外徘徊留・指扣御用之外指扣役儀取放・所縮・追出があり、町人のみには徘徊留・指扣・御預・追込・閉戸があり、僧侶のみには、逼塞・隱居等があつた。

ケイブカン 經武館 經武館は藩の武學校であり、その創立等に就いては、之を學校の條に擧げた。經武館の修業課目は弓術・馬術・鎗術・劍術・柔術・居合・棒術・長刀・鎌・軍螺等であつた。炮術にあつては、豊島流の豊島・坂井流の中島の二家があり、夙に御異風と稱して之を家藝とし、又別に小川流の火矢方もあつたが、經武館の課目中に加へてはなかつた。今その師範を命ぜられた武術家の流派を檢すると、次の通りである。

劍術	中條流	深甚流	眞甚流
	新陰流	心陰流	柳生流
	義經神明流	神明流	富田流
	伊賀流	直心陰流	眞心陰流
	神信陰流	神相流	運籌流
槍術	大島流	大島當流	機流
	原田流	寶藏院流	觀通流
堀	流		
居合	山岸流	淺賀流	相心流
	多宮流	民彌流	
馬術	大坪流	大坪流	荒木懸齋流
	八條流		
柔術	無拍子流	無拍子一相流	
體術	無拍子流	無拍子一相流	長尾流
	伯州流		
組打	無拍子流	無拍子一相流	清剛玉心流
棒術	戸田流	戸田金剛流	袖岡流
	伯州流	無拍子流	
長刀	神道流	心鏡流	神相流
鎌	神道流	心鏡流	龍流
軍螺	武田流		

經武館の稽古人は、平日各自師範人の道場に